

# 原油価格・物価高騰等に関する 農林水産分野支援等情報

## 福島県農林水産部 (令和6年4月1日 発行)

### 【目次】

	ページ
<b>I 全般的な情報</b>	
① 原油価格・物価高騰等に係る農林漁業相談窓口	1
<b>II 農業関係情報</b>	
① 制度資金（農業分野）	2
② 農家経営安定資金による支援（県事業）	2
③ 飼料価格高騰に対する支援	
i 配合飼料価格安定制度（国事業）（○）	3
ii 畜産配合飼料価格高騰対策事業（県事業）（★）	3
iii 酪農輸入粗飼料価格高騰対策事業（県事業）（★）	3
IV 福島県酪農経営負担軽減対策事業（県事業）（△）	3
④ 燃料価格高騰に伴う施設園芸等に対する支援	
i 施設園芸等燃料価格高騰対策（国事業）（○）	4
<b>III 林業関係情報</b>	
① 制度資金（林業分野）	4
<b>IV 水産関係情報</b>	
① 制度資金（水産分野）	5
② 水産業を支援する対策	
i 漁業経営セーフティネット構築事業（国事業）（○）	5

- (摘要) ○ 既存の制度等  
△ 令和5年度政府予算一般予備費関係  
★ 令和6年度当初予算

## I-① 原油価格・物価高騰等に係る農林漁業相談窓口

### 《概要》

- 農業・林業・水産業それぞれに、原油価格高騰や、物価高騰（飼料や肥料等の価格高騰）に係る経営相談や、対応可能な支援制度を紹介するための相談窓口を開設しております。
- 受付時間 8:30～17:15（土・日・祝日を除く）  
 （農業関係）各農林事務所農業振興普及部（農業普及所）  
 （林業関係）各農林事務所森林林業部（林業指導所）  
 （水産関係）水産事務所
- また、農林水産省においては、ウクライナ情勢に関する農林水産業・食品関連産業者向け相談窓口を設置し、下記HPにて原油価格高騰等に対する支援策を発信しています。

【農林水産省HP（ウクライナ情勢に関する農林水産業・食品関連産業者向け相談窓口）】

<https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/sodan.html#02>

### 《問い合わせ先》

担当部署	電話番号	担当分野
県北農林事務所 農業振興普及部 伊達農業普及所 安達農業普及所 森林林業部	024-521-2609 024-575-3181 0243-22-1127 024-521-2632	農業 " " 林業
県中農林事務所 農業振興普及部 田村農業普及所 須賀川農業普及所 森林林業部	024-935-1321 0247-62-3113 0248-75-2180 024-935-1362	農業 " " 林業
県南農林事務所 農業振興普及部 森林林業部	0248-23-1563 0247-33-2123	農業 林業
会津農林事務所 農業振興普及部 喜多方農業普及所 会津坂下農業普及所 金山普及所 森林林業部	0242-29-5308 0241-24-5742 0242-83-2112 0241-54-2801 0241-24-5733	農業 " " " 林業
南会津農林事務所 農業振興普及部 南郷普及所 森林林業部	0241-62-5264 0241-72-2243 0241-62-5372	農業 " 林業
相双農林事務所 農業振興普及部 双葉農業普及所 森林林業部 富岡林業指導所	0244-26-1151 0240-23-6473 0244-26-4304 0240-23-6084	農業 " 林業 "
いわき農林事務所 農業振興普及部 森林林業部	0246-24-6162 0246-24-6192	農業 林業
水産事務所	0246-24-6174	水産

## Ⅱ－① 制度資金（農業分野）

### 《概要》

- 原油価格・物価高騰などにより影響を受けた農林漁業者を対象に、農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額の追加、実質無利子化、実質無担保等での貸付けを行うなど、必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資を行います。
- 下記資金のほか、スーパーL資金、経営体育成強化資金についても、貸付当初5年間無利子化・実質無担保化などの支援策があります。なお、日本政策金融公庫では相談窓口を設置しております。詳しくは以下のHPを御覧ください。

#### 【株式会社日本政策金融公庫HP】

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/2021cost.html>

資金名	対象となる農業者	①貸付限度額 ②貸付利率	③償還期間(据置) ④債務保証料等	融資機関
農林漁業セーフティネット資金	原油価格・物価高騰等の影響により経営の維持安定が困難となった主業農業者等	①(一般)別枠で600万円 (特認)別枠で年間経営費等の12分の6以内 ※簿記記帳を行っている方で、特に必要と認められる場合に適用 ②0.50～0.95% (当初5年間0%)※	③15年(3年) ④実質無担保・無保証人での融資可能	(株)日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル (電話：0120-154-505)  福島支店(農林水産事業) (電話：024-521-3328)
	(特例措置内容) ・貸付限度額の追加(通常は一般の場合で600万円、特認の場合で12分の6以内) ・利子助成による融資当初5年間の実質無利子 ・実質無担保化・無保証人化			

※ 貸付利率は、令和6年2月20日現在（利率は貸付時期により変動します）

## Ⅱ－② 農家経営安定資金による支援

### 《概要》

原油価格・物価高騰により農業経営に影響を受けている農業者等の農業経営の維持安定を図るため、農家経営安定資金を融通いたします。

#### 《貸付対象者》

原油価格や飼料価格、農業資材価格の高騰により農業経営に影響を受けている農業者等

#### 《資金使途》

農業経営に必要な燃油、飼料及び農業資材を購入するために必要とする資金

(農業資材とは、ハウスフィルムやマルチ等の被覆資材及び肥料を指します。)

#### 《貸付限度額》

500万円以内（貸付限度額まで複数回利用可能）

#### 《償還期限》

5年以内（据置1年以内）

#### 《貸付利率》

1.0%以内（令和5年4月1日現在）※令和6年4月1日現在の利率で固定となります。

#### 《取扱融資機関》

県内各農協（ふくしま未来、福島さくら、会津よつば、夢みなみ、東西しらかわ）、県酪農協、東邦銀行、福島銀行、大東銀行、福島・二本松・郡山・須賀川・会津の各信用金庫

詳しくは、以下のHPをご確認下さい。

【県農業経済課HP（農家経営安定資金（原油価格・物価高騰対策資金）の融通について）】

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36021e/kinyuul3.html>

（問い合わせ先）

県庁 農業経済課

024-521-7349

各農林事務所農業振興普及部（農業普及所）（I-①記載の連絡先を参照）

## II-③ 飼料価格高騰に対する支援

### i 配合飼料価格安定制度

配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、民間（生産者と配合飼料メーカー）の積立てによる「通常補填」と、異常な価格高騰時に通常補填を補完する「異常補填（国と配合飼料メーカーが積立て）」の二段階の仕組みにより生産者に対して、補填金を交付します。

【農林水産省HP（配合飼料価格安定制度について）】

[https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/lin/l\\_siryo/haigou/](https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/lin/l_siryo/haigou/)

### ii 畜産配合飼料価格高騰対策事業

《概要》

海外穀物価格の高騰等による配合飼料価格の高止まりの影響で、配合飼料価格安定制度に基づく補填を受けても生産者の配合飼料購入費の実質負担が高止まりしていることから、その一部を支援します。

《助成対象者》

配合飼料価格安定制度に加入している方

《補助対象》

令和6年度

《支援内容》

定額：上限3,000円以内/トン

### iii 酪農輸入粗飼料価格高騰対策事業

《概要》

為替の円安傾向等の影響で輸入粗飼料価格が高止まりしており、本県の酪農経営が圧迫されていることから、緊急的に輸入粗飼料の購入費用の一部を補助します。

《助成対象者》

本県酪農家

《補助対象》

令和6年4月1日から令和7年3月10日までに購入した年度内に利用する輸入粗飼料

《補助額》

定額：上限3,000円以内/トン

（問い合わせ先）

県庁 畜産課 024-521-7364（i、iiの事業）

024-521-7365（iiiの事業）

## IV 福島県酪農経営負担軽減対策事業

《概要》

為替の円安傾向等の影響で輸入粗飼料価格が高止まりしており、本県の酪農経営が圧迫されていることから、生産コスト低減が期待できる泌乳持続性の高い経営への転換を図るため、取組初期の一時的な生乳売上減少分に対して補助します。

《助成対象者》

本県酪農家

《補助対象》

泌乳持続性アップに資する以下の8つの取組メニューから3つを行う酪農家。なお、3つのうち、1つ以上は新たに取り組むこと。

- ①飼料用トウモロコシ利用、②牧草の作付面積拡大、③良質堆肥の有効活用、④飼料成分分析に基づく飼料設計の改善、⑤牛群検定を活用した生産性の向上、⑥多回給餌、⑦乳酸菌、アミノ酸等の飼料添加物の利用、⑧飼養環境の向上

《補助額》

経産牛1頭当たり20千円

(問い合わせ先)  
 県庁 畜産課 024-521-7365

**Ⅱ-④ 燃料価格高騰に伴う施設園芸等に対する支援**

令和6年5月から公募開始予定

**i 施設園芸等燃料価格高騰対策**

燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を目的に、燃料使用量の15%以上削減する省エネルギー等対策推進計画を策定した農業者団体等に対して、燃料価格が一定基準を上回った場合に農業者と国の拠出による資金から補填金を交付します。

【農林水産省HP（施設園芸等燃料価格高騰対策関係）】

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/kenyu/kenyu\\_taisaku1.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/kenyu/kenyu_taisaku1.html)

(問い合わせ先)  
 福島県担い手育成総合支援協議会施設園芸セーフティネット構築事業事務局（県庁園芸課内）024-521-7355

**Ⅲ-① 制度資金（林業分野）**

《概要》

- 原油価格・物価高騰などにより影響を受けた農林漁業者を対象に、農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額の追加、実質無利子化、実質無担保等での貸付けを行うなど、必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資を行います。
- 日本政策金融公庫では相談窓口を設置しております。詳しくは以下のHPを御覧ください。

【株式会社日本政策金融公庫HP】

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/2021cost.html>

資金名	対象となる農業者	①貸付限度額 ②貸付利率	③償還期間(据置) ④債務保証料等	融資機関
農林漁業セーフティネット資金	原油価格・物価高騰等の影響により経営の維持安定が困難となった主業林業者等	①(一般)別枠で600万円 (特認)別枠で年間経営費等の12分の6以内 ※簿記記帳を行っている方で、特に必要と認められる場合に適用 ②0.50~0.95% (当初10年間0%)※	③15年(3年) ④実質無担保・無保証人での融資可能	(株)日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル (電話：0120-154-505)  福島支店(農林水産事業) (電話：024-521-3328)
	(特例措置内容) ・貸付限度額の追加(通常は一般の場合で600万円、特認の場合で12分の6以内) ・利子助成による融資当初10年間の実質無利子 ・実質無担保化・無保証人化			

※ 貸付利率は、令和6年2月20日現在（利率は貸付時期により変動します）

(問い合わせ先)  
 県庁 森林計画課 024-521-7426  
 各農林事務所森林林業部(林業指導所) (I-①記載の連絡先を参照)

#### IV-① 制度資金(水産分野)

《概要》

- 原油価格・物価高騰などにより影響を受けた農林漁業者を対象に、農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額の追加、実質無利子化、実質無担保等での貸付けを行うなど、必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資を行います。
- 日本政策金融公庫では相談窓口を設置しております。詳しくは以下のHPを御覧下さい。

【株式会社日本政策金融公庫HP】

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/2021cost.html>

資金名	対象となる農業者	①貸付限度額 ②貸付利率	③償還期間(据置) ④債務保証料等	融資機関
農林漁業セーフティネット資金	原油価格・物価高騰等の影響により経営の維持安定が困難となった主業漁業者等	①(一般)別枠で600万円 (特認)別枠で年間経営費等の12分の6以内 ※簿記記帳を行っている方で、特に必要と認められる場合に適用 ②0.50~0.95% (当初10年間0%)※	③15年(3年) ④実質無担保・無保証人での融資可能	(株)日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル (電話: 0120-154-505)  福島支店(農林水産事業) (電話: 024-521-3328)
(特例措置内容)				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付限度額の追加(通常は一般の場合で600万円、特認の場合で12分の6以内)</li> <li>・利子助成による融資当初5年間の実質無利子</li> <li>・実質無担保化・無保証人化</li> </ul>				

※ 貸付利率は、令和6年2月20日現在(利率は貸付時期により変動します)

(問い合わせ先)  
 県庁 水産課 024-521-7379 又は 水産事務所 0246-24-6174

#### IV-② 水産業を支援する対策

##### i 漁業経営セーフティネット構築事業

《概要》

燃油価格や配合飼料価格の上昇に備えて、漁業者・養殖業者と国が資金を積み立てます。

燃油については原油価格、配合飼料については配合飼料価格が、一定の基準を超えて上昇した場合に、漁業者や養殖業者に対し、補填金が支払われます。

補填金は、漁業者・養殖業者と国が1対1の割合で負担します(燃油については、国の負担割合を段階的に高めて補填するほか、各加入者の判断に応じて、加入者の積立金から不可補填金が支払われます)。

詳しくは以下のHPを御確認下さい。

【水産庁HP(漁業経営セーフティネット構築事業)】

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/net/>